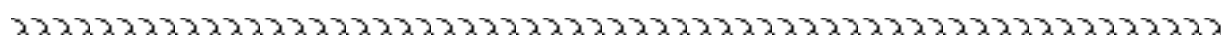


第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等



県の行政経費については、県税、使用料等を通じて、県民の皆様に直接的又は間接的に負担していただいています。

ここでは、一般会計歳入のうち、県民の皆様に納めていただいている県税について、収入の状況、県民1人当たりの税負担額等を説明いたします。

第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等

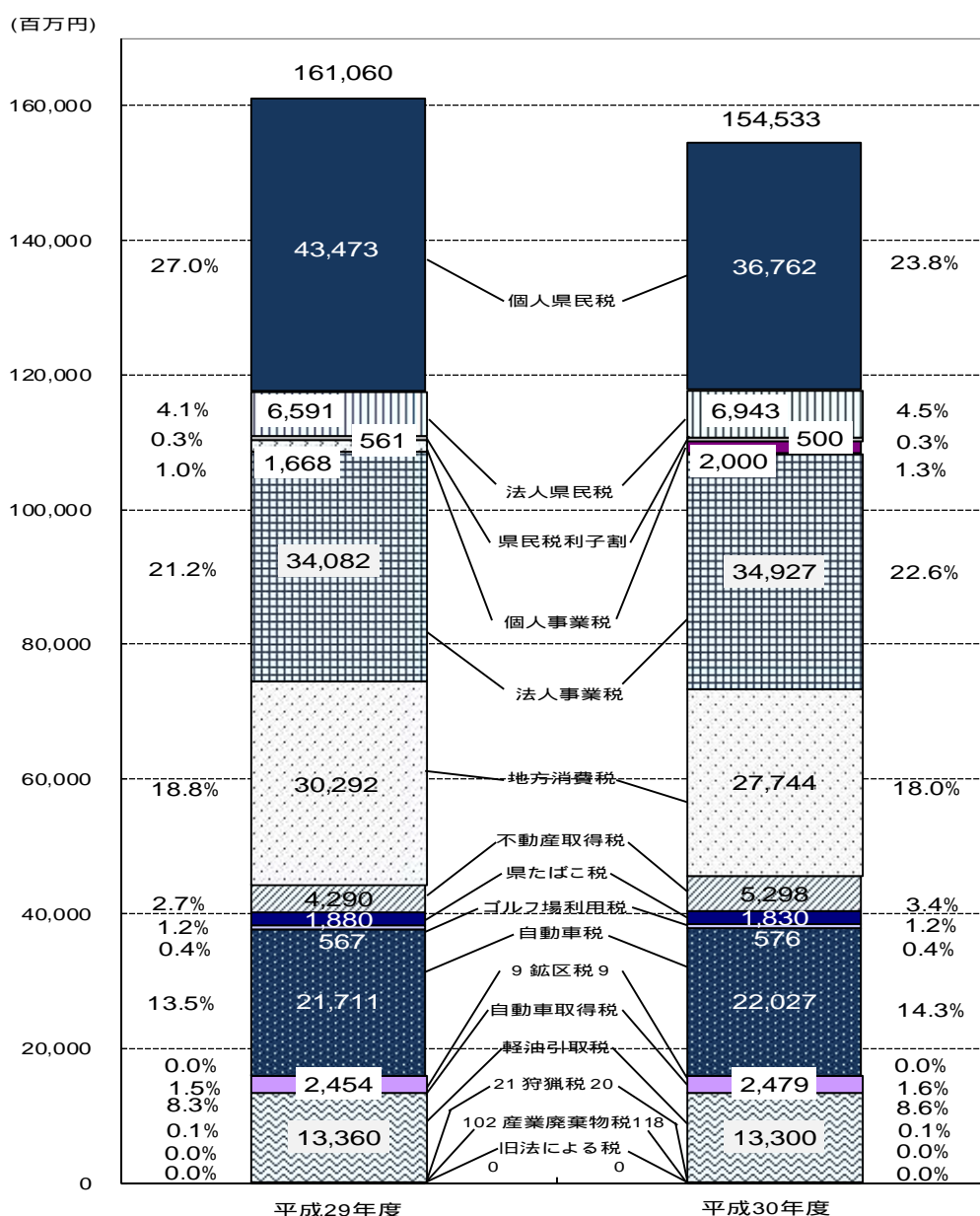
1 県税の収入状況

平成31年(2019年)3月31日現在の県税収入の総額は、1,545億33百万円で、前年度同期に比べて65億27百万円(4.05%)の減収となっています。

税目別の増減額の主なものは、教職員負担額の一部税源移譲(熊本市)により個人県民税が67億11百万円(15.4%)の減、企業収益の改善により法人事業税が8億45百万円(2.5%)の増、還付の増額に伴い地方消費税が25億48百万円(8.4%)の減、課税物件の増加により、不動産取得税が10億8百万円(23.5%)の増となっています。

なお、詳細については、付表6(60ページ)のとおりです。

図1 県税の収入状況



* 平成29年度(2017年度)分も、平成30年(2018年)3月31日現在を記載

* 図1の数字は、表示単位未満を四捨五入したものです。

「水とみどりの森づくり税」は、個人県民税及び法人県民税に超過課税されており、平成29年度(2017年度)決算における収入は480百万円でした。

2 県民の税負担の状況

平成29年度（2017年度）の本県の県民の税負担額は753百万円であり、その内訳は国税373百万円、地方税381百万円（県税169百万円、市町村税211百万円）です。

※例年掲載している県民一人当たりの税負担の状況については、全国的な県民所得算定の遅れに伴い、算定できない状況のため、令和元年（2019年）12月公表時に掲載予定です。

【参考】平成29年度（2017年度）の国民の税負担

平成29年度（2017年度）の国民の税負担額は1,023兆円であり、その内訳は国税624兆円、地方税399兆円（都道府県税184兆円、市町村税215兆円）です。

表1

（単位：百万円、（ ）は千円）

年度	県民所得 A	税 負 担 額					税 負 担 率 (%)				
		国税 B	地 方 税			合計 F	国税 B/A	地 方 税			合計 F/A
			県税 C	市町村税 D	計 E			県税 C/A	市町村税 D/A	計 E/A	
20	(2,283) 4,159,136	(143) 260,942	(90) 164,854	(114) 207,864	(205) 372,718	(348) 633,660	6.3%	4.0%	5.0%	9.0%	15.2%
21	(2,237) 4,062,971	(134) 244,031	(76) 137,571	(109) 197,872	(185) 335,443	(319) 579,474	6.0%	3.4%	4.9%	8.3%	14.3%
22	(2,346) 4,262,956	(137) 248,552	(73) 133,065	(108) 197,010	(182) 330,075	(318) 578,627	5.8%	3.1%	4.6%	7.7%	13.6%
23	(2,417) 4,380,349	(143) 258,366	(74) 133,799	(110) 199,662	(184) 333,461	(327) 591,827	5.9%	3.1%	4.6%	7.6%	13.5%
24	(2,441) 4,411,700	(144) 260,630	(75) 135,632	(111) 200,069	(186) 335,701	(330) 596,331	5.9%	3.1%	4.5%	7.6%	13.5%
25	(2,520) 4,539,639	(149) 269,135	(77) 137,742	(112) 202,025	(189) 339,767	(338) 608,902	5.9%	3.0%	4.5%	7.5%	13.4%
26	(2,468) 4,428,241	(172) 308,807	(80) 142,818	(115) 206,060	(194) 348,878	(366) 657,685	7.0%	3.2%	4.7%	7.9%	14.9%
27	(2,471) 4,413,516	(190) 338,962	(89) 158,958	(116) 206,750	(205) 365,708	(395) 704,670	7.7%	3.6%	4.7%	8.3%	16.0%
28	(2,464) 4,371,616	(194) 344,118	(86) 151,785	(116) 206,319	(202) 358,104	(396) 702,222	7.9%	3.5%	4.7%	8.2%	16.1%
29	-	372,550	169,378	211,351	380,729	753,279	-	-	-	-	-

(注)1 ()は、県民1人当たりの県民所得額・税負担額です。

なお、県民人口は、「熊本県統計年鑑(世帯数及び人口の推移)」によります。

2 県民所得(平成20年度～平成27年度)は、平成27年度県民経済計算によるものです。

なお、平成28年度の数値は、平成27年度県民所得の数値に平成28年度国民所得の対前年伸び率(平成28年度国民経済計算推計による)を乗じて算出したものです。

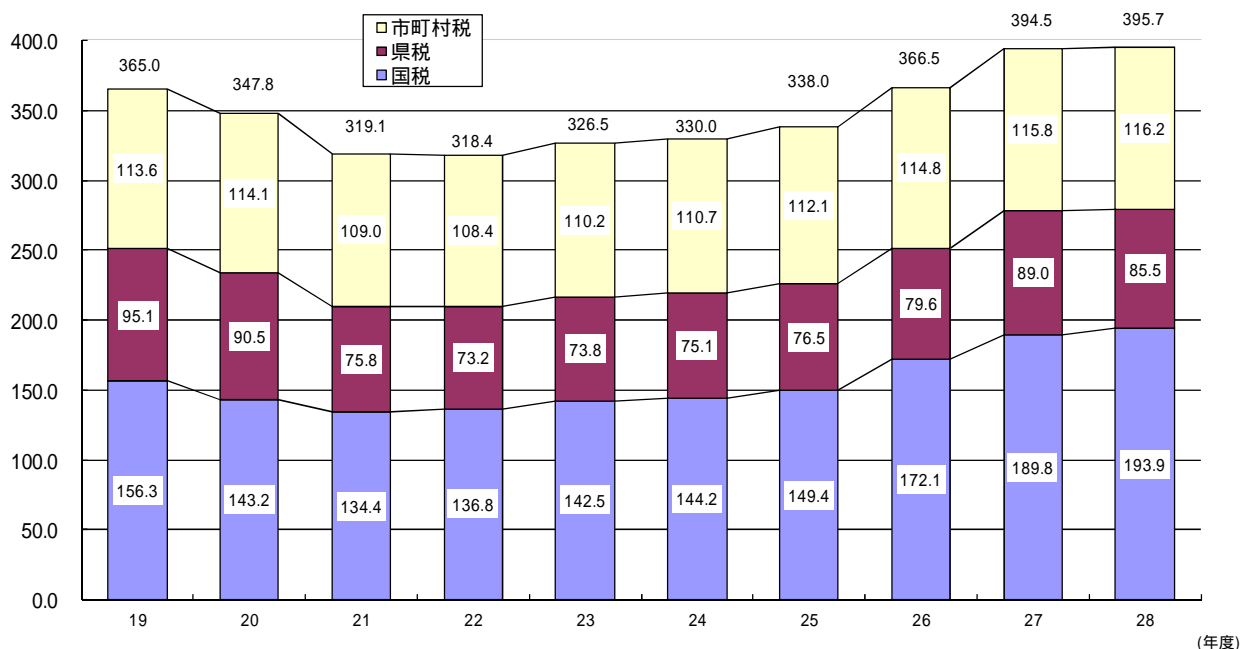
3 市町村税は、国民健康保険税を除いた数値です。

4 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

5 平成29年度の数値は、現時点で判明している税負担額のみ掲載しています。

図 2 県民一人当たり税負担額

(千円)



(注) 1 県民人口は「熊本県統計年鑑(世帯数及び人口の推移)」によります。
 2 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。
 3 平成 29 年度の数値は、令和元年 12 月公表時に掲載予定です。

【参考】平成 31 年度 主な税制改正の概要

1 自動車関連税制の見直し

(1) 自動車税の税率引下げ

- 令和元年(2019年)10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率が引下げられます。
- なお、軽自動車税の税率は、変更されません。

税率区分	~1,000cc 以下	1,000cc 超 1,500cc 以下	1,500cc 超 2,000 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超~
引下げ幅	4,500 円	4,000 円	3,500 円	1,500 円	1,000 円

(2) グリーン化特例(軽課)の大幅見直し

- 環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車(登録車及び軽自動車)に係るグリーン化特例(軽課)の適用対象を、電気自動車等に限定されます。
- 消費税率引上げに配慮し、令和3年(2021年)4月1日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車(登録車及び軽自動車)から適用されます。

(3) エコカー減税(自動車取得税・自動車重量税)の軽減割合等の見直し

- 環境インセンティブを強化するため、乗用車(登録車及び軽自動車)に係るエコカー減税(自動車取得税・自動車重量税)の軽減割合等が見直されます。

(4) 需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

- ・ 自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和元年(2019年)10月1日から令和2年(2020年)9月30日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の税率を1%分軽減されます。

[登録車]	税率	臨時的軽減	[軽自動車]	税率	臨時的軽減
	非課税	非課税		非課税	非課税
	1.0%	非課税		1.0%	非課税
	2.0%	1.0%		2.0%	1.0%
	3.0%	2.0%			

2 固定資産税等に係る被災住宅用地特例期間の延長

- ・ 通常2年の特例期間が2年延長されます(熊本地震に係るもののみ対象)
なお、被災市街地復興推進地域(益城町)は通常4年の特例期間中

3 地方法人課税の偏在是正

- (1) 特別法人事業税が創設されました。
- (2) 特別法人事業譲与税が創設されました。
(1)の全額を(2)で都道府県に譲与されます。(譲与基準は「人口」)

4 不動産取得税に係る特例措置の適用期限の延長

- (1) サービス付き高齢者向け住宅及び土地の取得に係る特例措置の適用期限が延長(令和3年(2021年)3月31日まで)されます。
- (2) 改修工事対象住宅等の取得に対する減額措置に係る適用期限が延長(令和3年(2021年)3月31日まで)されます。

なお、平成31年度税制改正の詳細については、総務省ホームページ等をご覧ください。

災害に関する税制上の対応について(平成29年度税制改正分)

熊本地震をはじめ、全国的に災害が頻発していることを踏まえ、平成29年度税制改正において、これまでの災害減免法等の規定に加え、災害に対応するための税制上の措置が常設化されています。熊本地震のみならず、今後の災害の際にも適用される可能性がありますので、最寄りの税務署又は県広域本部税務担当課にご確認ください。

【常設化された主な措置】

《国税》

- 所得税 : 被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- 法人税 : 損失の繰戻し還付、被災代替資産に係る特別償却
- 資産税 : 相続税等における評価基準等の特例、登録免許税の免税、
印紙税の非課税、事業承継税制の要件緩和
- 消費課税 : 課税事業者選択届出書の提出の特例、被災車両に係る自動車重量税の特例

《地方税》

- 個人住民税 : 被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- 固定資産税 : 被災代替不動産、償却資産の特例

なお、適用される災害の範囲や、特例等の詳細な内容については、最寄りの税務署又は市町村税務担当窓口にお問い合わせください。